飯塚東地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、飯塚東地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称 し、事務所を飯塚市下三緒57番地86飯塚東交流センターに置く。

(目的)

第2条 協議会は、飯塚東地区の安全と安心を希求し、明るい環境を醸成すると共に、 相互の信頼と協力により住み良いまちづくりを考え、充実発展することを目的とする。

(事業及び活動)

- 第3条 前条の目的達成のため次の事業及び活動を行う。
 - (1) 青少年の健全な育成活動
 - (2) 安全事項の推進活動
 - (3) 環境の整備と美化活動
 - (4) 地域住民の福祉援護活動
 - (5) 教育、文化の推進
 - (6) 体育活動の推進
 - (7) 人権啓発の推進に関する事業、活動
 - (8) 市からの委託業務に関する事項
 - (9) その他目的達成に資する事項

(組織)

- 第4条 協議会の組織は、本会の趣旨に賛同した飯塚東地区に居住する全ての住民、協力団体及び飯塚東地区人権教育・啓発推進協議会(以下「人権協議会」という。)をもって構成する。
- 2 構成団体及びその協議委員の定数は次の通りとする。

| (1) | 飯塚東地区自治会長会 | 10名 |
|------|-------------------|------|
| (2) | 飯塚東地区公民館連絡協議会 | 5名以内 |
| (3) | 飯塚東地区女性の会 | 5名以内 |
| (4) | 飯塚東地区青少年健全育成会 | 5名以内 |
| (5) | 飯塚東地区社会体育振興会 | 5名以内 |
| (6) | 飯塚東地区民生委員児童委員協議会 | 5名以内 |
| (7) | 飯塚東地区社会福祉協議会 | 5名以内 |
| (8) | 飯塚東地区子ども会指導者連絡協議会 | 5名以内 |
| (9) | 飯塚東校区老人クラブ連合会 | 5名以内 |
| (10) | 飯塚保護区保護司会 | 5名以内 |
| | | |

(11) 飯塚東小学校 PTA

5名以内

(12) 飯塚第二中学校 PTA

5名以内

(13) 飯塚市地域安全推進隊

5名以内

(14) 飯塚東小熟年者マナビ塾

5名以内

(15) 地域行事に協力する任意のボランティア団体

若干名

(16) 協議会の活動を推進していくため会長が必要と認めた者

(以下「まちづくり推進員」という。)

若干名

(理事)

第5条 協議会に理事を置く。

- 2 理事には、第7条に規定する役員、各構成団体等から選出された代表者1名及び各自治会の長をもって充てる。
- 3 理事は、構成団体の構成員や自治会の長を退任した時は、新任者に交代するものとする。但し、役員を兼務している場合は、第10条第3項の規定を適用する。

(理事の職務)

第6条 理事は、協議結果について地域住民や所属団体等に説明し、これらの意見をまとめ、協議会に反映させるよう努める。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 部会長 6名

(4) 事務局長 1名

(5) 事務局次長 1 名

(6) 人権協議会会長 1名

(7) 会計 2名

(8) 会計監査 2名

(役員の選任)

第8条 1項 役員は、協議委員の中から選任する。

2項 会長は協議委員の中から候補者を選び、理事の投票により選任する。

- 2 前条(3)の部会長は、第15条第4項後段により選任する。
- 3 前条(6)の人権協議会会長は、第16条第3項後段により選任する。
- 4 会計監査は、ほかの役員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第9条 会長は、協議会の会務を統括し、協議会を代表する。併せて役員会の議長を執 り行う。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長不在時は、会長の職務を代行する。
- 3 部会長は、部会を代表し事業を統括する。
- 4 事務局長は、協議会の事務を統括し、円滑な会の運営を図る。
- 5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長不在時は事務局長の職務を代行する。又 会議時は書記業務を行う。
- 6 会計は、協議会の予算に基づき会計事務を行う。
- 7 会計監査は、協議会の会計経理を監査する。

(役員の任期)

- 第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、最長3期6年までとする。
- 2 補充役員の承認は理事会の専決事項とする。その任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまで、その職を行うものとする。但し総会までとする。

(会議)

- 第11条 協議会に次の会議を設ける。
 - (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) 役員会

(総会)

- 第12条 総会は構成団体の協議委員及びまちづくり推進員を以って構成する。
- 2 定期総会は、年1回、臨時総会は必要に応じ会長が招集する。又、理事の2分の1以上から会議の目的を示し招集の要請があった時は、会長は速やかに、総会を招集しなければならない。
- 3 総会は、協議委員等の3分の2が出席することによって成立し(委任状を含む)、議長を選出するものとする。
- 4 総会は、次の事項の承認を受ける。
 - (1) 規約の変更に関すること。
 - (2) 役員の承認に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算、決算に関すること。
 - (5) その他、協議会が第2条の目的を達成するための、基本事項に関すること。

5 総会の協議は、出席者の過半数をもって議決する。尚、可否同数の場合は議長が決するものとする。

(理事会)

- 第13条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 理事会の開催については、会長が招集し議長は会長が之に当たるものとし、会の成立 については前条第3項前段を準用する。
- 3 理事会は、協議会の事業及び総会事案について協議する。
- 4 理事会の協議は、出席者の過半数をもって議決する。

(役員会)

- 第14条 役員会は役員もって構成する。会計監査及び会計1名を除く。
- 2 役員会の開催については、必要に応じ会長が招集し議長は会長が之に当たるものとし、 会の成立については第12条第3項前段を準用する。
- 3 役員会は、協議会の運営について協議する。
- 4 役員会の協議は、出席者の過半数をもって議決する。

(部会)

第15条 協議会の協議を専門的かつ効率的に行うため部会を設置する。

- (1) 環境・安全部会
- (2) 子ども育成部会
- (3) 教育·文化部会
- (4) 体育・健康部会
- (5) 女性部会
- (6) 福祉部会
- 2 各部会の活動内容については、別表に定める。
- 3 部会は、本会の会員で構成する。
- 4 部会には、部会長及び副部長を置く。部会長は、部会員の互選により選出する。
- 5 副部会長は、部会長が選任し部会員の承認を得るものとする。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 部会は、必要に応じて部会長が招集する。
- 8 部会は、毎年度事業計画及び実績を理事会に報告するものとする。

(人権教育・啓発推進協議会)以下、人権協議会という。

- 第16条 第3条の(7)の事業を推進するため、人権協議会を設置する。
- 2 人権協議会の構成は別表に定める。
- 3 人権協議会には、会長を置く。会長は、会員の互選のより選出する。

(会計)

- 第17条 協議会の経費は、助成金その他の収入をもって充てる。
- 2 会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

(顧問及び相談役)

- 第18条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、会長が総会の同意を得てこれを委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、第2条の目的達成に寄与するものとする。

(情報の公開)

第19条 協議会の運営及び事業に関する情報は、飯塚市個人情報保護条例に抵触しない 限り構成団体等に対して積極的に公開するものとする。

(報告)

第20条 構成団体は、毎年度事業計画、事業実績を提出するものとする。

(関係機関との連携)

- 第21条 協議会は、次の関係機関と連携を図る。
 - (1) 飯塚警察署
 - (2) 飯塚市消防団
 - (3) 学校関係
 - (4) 飯塚東児童センター
 - (5) 飯塚東保育園
 - (6) 山内幼稚園
 - (7) 飯塚東地区内の医療保健機関

附則

この規約は平成23年7月14日から施行する。 附則

この規約は平成25年5月18日から施行する。

附則

この規約は平成26年5月24日から施行する。

附則

この規約は平成27年5月24日から施行する。 附則

この規約は平成27年7月22日から施行する。

附則

この規約は平成30年5月26日から施行する。

別表1 (第15条関係)

各部会の活動内容は次の表のとおりとする。

| 部 会 名 | 活動内容 |
|---------|------------------|
| 環境・安全部会 | 安全事項の推進活動 |
| | 環境の整備と美化活動 |
| 子ども育成部会 | 青少年の健全な育成活動 |
| 福祉部会 | 地域住民の福祉援護活動 |
| 教育・文化部会 | 教育、文化の推進活動 |
| | 人権啓発の推進に関する事業、活動 |
| 体育・健康部会 | 体育・健康活動の推進 |
| 女性部会 | 地域女性の活動支援 |

別表第2 (第16条関係)

| 構成団体 | 人数 |
|---------------|----|
| 飯塚東地区まちづくり協議会 | 1名 |
| 上三緒第一自治会 | 1名 |
| 上三緒第二自治会 | 1名 |
| 上三緒第三自治会 | 1名 |
| 上三緒第四自治会 | 1名 |
| 下三緒自治会 | 1名 |
| 山内自治会 | 1名 |
| 三緒浦自治会 | 1名 |
| 東ヶ丘自治会 | 1名 |
| 下三緒団地 | 1名 |
| 柏の森ヒルズ自治会 | 1名 |